平成30年度　神奈川県任期付職員（法曹有資格者）の採用選考のお知らせ

神奈川県では、法曹有資格者の方に行政分野でその能力を発揮していただくため、次のとおり任期付職員の募集を行います。

法律に関する高い専門性と実務経験を生かして、本県が直面する行政課題に積極的に取り組んでいただける方の応募をお待ちしております。

１　募集分野、職、人数、勤務先及び任期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野 | 職 | 人数 | 勤務先 | 任期 |
| 訟務・法令 | 主幹（任期付） | １名 | 労働委員会事務局審査調整課（横浜市中区寿町１－４） | 2019年4月1日から2022年3月31日まで |

２　業務内容

（1）不当労働行為の審査実務に関する職員の指導

不当労働行為救済申立事件の審査実務において、争点整理、求釈明等に関して訴訟実務経験を踏まえた専門的視点から、職員への指導・助言を行う。

（2）不当労働行為の審査実務

不当労働行為救済申立事件について、委員の事件処理や公益委員が行う命令案作成等の補佐など、審査実務を行う。

（3）訟務事務

不当労働行為救済申立事件の命令取消訴訟の指定代理人、訴状及び訴訟資料の確認・整理、作成支援等を行う。

　　※業務内容については、一部変更となる場合があります。

３　求められる資質

法律分野全般に幅広く高い専門知識を備え、訴訟実務の経験が豊富であること。

訟務・法令分野の人材を育成するための指導力・コミュニケーション力があること。

４　応募資格

（1）次に該当すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分野 | 年齢 | 経験等 |
| 訟務・法令 | 年齢制限はありません | ・日本国籍を有し、法律に関する高度な専門知識を有するとともに、司法修習生の修習を終え、法曹有資格者としての実務経験が２年以上（平成31年３月31日現在）あること |

（2）ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ　神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５　応募手続

（1）受付期間

　　平成30年11月８日（木曜日）から平成30年12月５日（水曜日）まで

（2）申込方法

　　　受験希望者は、次の書類各1通を「13　問合せ先」に記載した提出先あて持参又は郵送（平成30年12月５日（水曜日）必着）してください。

　　　郵送の場合は、簡易書留で郵送してください（書留で郵送しない場合等の郵便事故については一切考慮しません。）。

　　 （持参の場合、受付は土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

【提出書類】

○選考申込書

○職務経歴・実績書（１）（２）

○職務実績のわかる資料等がある場合はその写し

○応募論文（2,000字以内、Ａ４用紙２枚程度）※テーマは「６」参照

○最終学歴の卒業（修了）証明書

○司法修習修了証の写し

（3）その他

○選考申込書等は、下記ＵＲＬからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/>docs/s6d/30saiyou\_housou.html

○提出書類については、返却しませんのでご了承ください。

○提出書類は、すべて日本語で記載してください。

○提出書類に虚偽の記載があると、合格しても採用されないことがあります（最終合格決定後、記載内容を企業等に確認します。）。

６　応募論文のテーマ

　　最近の労働環境下における労働委員会の果たすべき役割について

７　選考方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 内　　　容 |
| 第一次選考 | 書類審査 | 職務経歴・実績書及び論文等の内容に基づき、適性等を審査します。 |
| 第二次選考 | 口頭試問 | 必要な専門知識、職務遂行能力、当該業務に対する適性等について審査します。 |
| 面　　接 | 人物・性向、県行政における法曹有資格者として必要な能力・意欲等について審査します。 |

　※第二次選考は、書類審査に合格された方に対して実施します。

８　第二次選考の時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　　定 | 場　　　　所 |
| 第二次選考 | 平成30年12月22日 | 神奈川県庁内 |

９　合格者の発表及び選考結果の開示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予　定 | 開示対象 | 開示内容 |
| 第一次選考結果 | 平成30年12月中旬 | 不合格者 | 総合ランク |
| 第二次選考結果 | 平成31年１月下旬 | 受験者全員 |

* 合否にかかわらず文書で通知します。
* 選考結果の開示を希望する方は、合否通知と同時に文書で通知しますので、選考申込書の該当欄に記入してください。

10　健康診断

最終合格した方については、胸部疾患等についての医学的検査を行います。（本人が直接医療機関等で受診し、合格後にお送りする「健康診断書」及びＸ線フィルム（CD-ROMでも可）を提出していただきます。）

11　給与

　「任期付職員の採用等に関する条例」の規定に基づき、決定します。

　　給料月額　　471,900円（平成30年4月1日現在）

　　このほか、通勤手当、期末手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

　　なお、扶養手当、住居手当、勤勉手当、時間外勤務手当等については支給されません。

※　このほかに、給料月額の11.9％相当の地域手当が支給されます。

　　※　給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

12　服務等

　　　特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

　　勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

なお、任期中は、営利企業への従事は認められませんので、採用期日までに退職、役員退任等の手続を終了する必要があります。

13　問合せ先

○　申込書類の提出先（選考手続・業務内容に関する問合せ）

神奈川県労働委員会事務局審査調整課 総務グループ

　　　　　〒231-0026　横浜市中区寿町1-4（かながわ労働プラザ内７階）

　　　　　電話（045）633-5448

○　採用全般、制度等についての問合せ先

神奈川県総務局組織人材部人事課 人事グループ

　〒231-8588　横浜市中区日本大通1

　　　　　電話（045）210-1111（代表）内線2169